

加古川市国民健康保険限度額適用認定証交付事務要綱

令和元年6月26日
市民部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第27条の14の2第3項に規定する限度額適用認定証（以下「認定証」という。）の交付に関し、省令に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(保険料の納付確認)

第2条 省令第27条の14の2第1項第3号に規定する世帯主が本市の国民健康保険料（国民健康保険税を含む。以下「保険料」という。）を滞納していない旨の確認は、当該世帯主による同条第1項に規定する申請のあった日（以下「申請日」という。）において既に納付すべき期限が到来している保険料について行う。

(市町村が適当と認める場合)

第3条 省令第27条の14の2第2項ただし書の市町村が適当と認める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 当該世帯主が、申請日前1年以内に市に納付相談を実施している場合
- (2) 当該世帯主が、納付誓約を誠実に履行している場合又は新たに納付誓約を行った場合
- (3) 滞納処分の執行を停止しているなど、納付相談が不要と認められる場合
(限度額適用認定申請の却下)

第4条 市長は、省令第27条の14の2第2項に規定する認定（以下「認定」という。）を行わないときは、書面により限度額適用認定申請を却下する旨を世帯主に通知するものとする。

(認定証の有効期間)

第5条 認定証の有効期間は、申請日の属する月の初日（同月に市の国民健康保険の資格を取得した場合は、当該資格取得日）から申請日の属する年度の翌年度（申請日の属する月が4月から7月までの場合は当該年度）の7月末日までとする。

- 2 前項の規定に関わらず、認定を受けた者が当該有効期間中に70歳に達する場合における当該有効期間の終期はその達する日の前日が属する月の末日までとし、75歳に達する場合における当該有効期間の終期はその達する日の前日までとする。

(認定証の更新)

第6条 市長は、認定証を交付した者（前条第2項に規定する場合に該当する者を除く。）に対し、毎年7月末日までに更新確認書（以下「確認書」という。）を送付する。

- 2 確認書の送付があった者のうち、認定証の更新を希望する者は、別に指定す

る提出期限までに確認書に必要事項を記入のうえ、市長に提出しなければならない。

3 市長は、確認書の提出があったときは、第2条に規定する保険料の納付確認を行ったうえで、認定証を交付する。この場合において、当該認定証の有効期間は、確認書の提出があった日の属する年度の8月1日から当該年度の翌年度の7月末日までとする。

4 第5条第2項の規定は、前項の有効期間について準用する。

(準用)

第7条 第5条、前条第1項及び第2項の規定は、省令第27条の14の4第2項に規定する限度額適用認定証及び省令第27条の14の5第2項に規定する限度額適用・標準負担額減額認定証の交付について準用する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。